

第1章

計画策定の主旨

令和8年度から始まるこの計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」にあたります。

第1章は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示す章です。策定の目的や位置付け、計画期間などの基本的事項と策定の背景となった社会の動向や関連する法などについてまとめます。

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の名称
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制
- 6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向
- 7 こども計画にかかわる「こども基本法」と「こども大綱」



1 計画策定の目的

唐津市（以下「本市」といいます。）には、こどもと子育て家庭を支援する計画として「唐津市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度開始、令和2年度から第二期、令和7年度から第三期として現在進行中）があります。この計画によって、幼児期の教育・保育について必要な提供量を確保するとともに、就学前のこどもの多様な預かりや小学生のための放課後児童クラブ、保護者のサービス利用をサポートする利用者支援事業などの様々な取り組みを進めています。

しかし今、全国的に、深刻な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の子育て力の低下、こどもや子育て家庭の抱える様々な課題の顕在化などが問題となっており、国では、これらの課題に対応してこどもに関する施策を統合的に推進するための「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

本市においても、前述したような課題と無縁であるとはいえません。これからの本市を担う全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらずすこやかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現は、強く求められるところです。

以上のことから、今回、「唐津市子ども・子育て支援事業計画」の理念を踏まえ、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、本市のこども・若者・子育て当事者にかかわる取り組みを総合的に推進する「からつっこ まんなかプラン(唐津市こども計画)」（以下「本計画」といいます。）を新しく策定することとなりました。

2 計画の名称

本計画の名称は「からつっこ まんなかプラン」¹とします。

本計画は、本市において全てのこどもがすこやかに成長できるよう、また、こどもの最善の利益が実現されるまちとなるよう、こどもや若者の意見も大切にしながら取り組む総合的な計画であり、本市における「市町村こども計画」にあたるものですが、こどもたち自身にも親しみを持ってもらえるよう、計画の名称を「からつっこ まんなかプラン」としたものです。

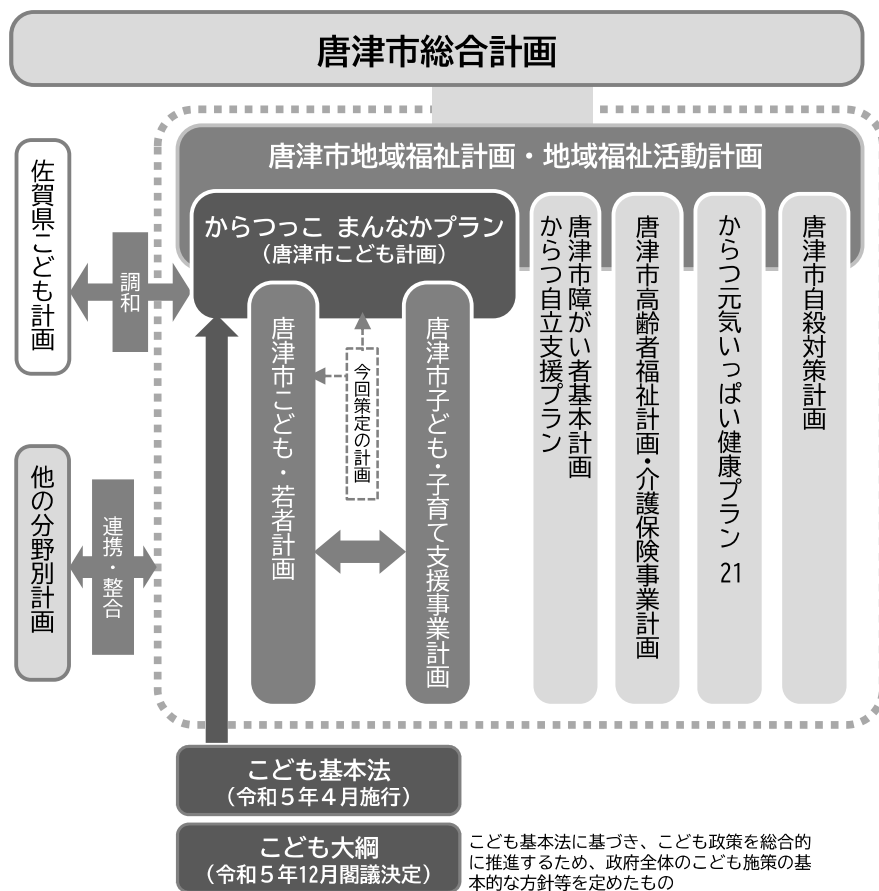
¹ 唐津市に住む0歳から39歳を指す言葉として、「からつっこ」を使用しています。

3 計画の位置付け

令和7年度から始まっている「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」に加え、こどもの貧困の解消に向けた対策、ヤングケアラーへの支援を一体的に推進するものとして策定されています。

これに対し、本計画はこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、こども大綱²等を勘案するとともに、本市における「こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）」としての取り組みも包含して策定するものです。こども・若者・子育て当事者にかかわる本市の取り組みを横断的・総合的に結びつける計画として、前述の子ども・子育て支援事業計画における取り組みも本計画の構成の中で再構築されています。

また、本市の最上位計画である「唐津市総合計画」の部門別計画として位置付け、国・佐賀県による関連計画や、福祉分野の上位計画となる「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」のほか各種分野別計画等との整合が保たれるよう策定しています。

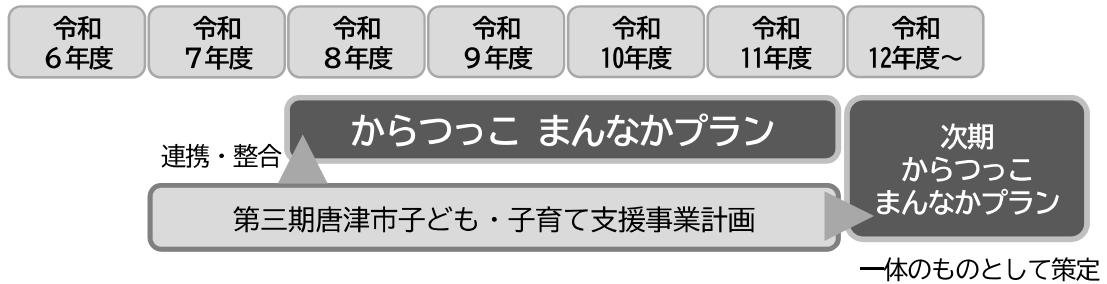


2 国のこども大綱は、これまでの「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

4 計画の期間

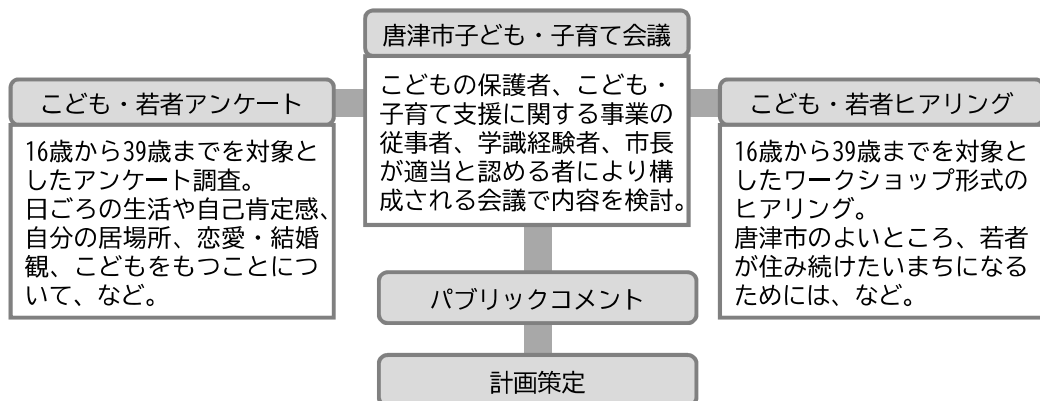
本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度の4年間とします。

計画の最終年度である令和11年度には、「第三期唐津市子ども・子育て支援事業計画」とともに内容を見直し、令和12年度以降は次期「からつっこ まんなかプラン」として両計画を統合し、一体的に策定する予定です。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、こどもと若者の意見を聴くための「こども・若者アンケート」「こども・若者ヒアリング～からつっこVOICE～2025」を実施し、その内容を計画に反映するよう努めました。それらを含めた計画の内容や取り組みについては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「唐津市子ども・子育て会議」において協議・確認し、計画素案の段階で市民から広く意見を募集するパブリックコメントを実施しました。



6 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向

出生数が
過去最低を
更新

令和7年9月の厚生労働省の発表によると、令和6年の出生数は68.6万人と前年より4.1万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.15と令和5年の1.20からさらに低下しました。昭和22年に統計を取り始めてからの最低水準で、前年を下回るのは9年連続となります。

こども
家庭庁と
こども
基本法

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各大綱を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

こども
まんなか
実行計画

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像とアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。令和7年6月には「こどもまんなか実行計画2025」が策定され、こども大綱の6つの基本方針のもと、特に「困難に直面するこども・若者への支援」「未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進」「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくりの更なる推進」の3領域に重点的に取り組む方向性が示されています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料

7 こども計画にかかわる「こども基本法」と「こども大綱」

(1) こども施策の推進に向けた6つの基本理念

本計画策定の大きな背景の一つとして「こども基本法」（令和5年4月に施行）の存在があります。社会全体でこの基本法の内容に沿い、こどもや若者に関する取り組み「こども施策」を進めていくこととされており、「こども施策」は次の6つの基本理念のもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の数度により、自分に直接関係することに意見を言うことができ、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の数度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

「こども大綱」では「こどもまんなか社会」を目指すとされています。「こどもまんなか社会」とは、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」とされています。

こどもまんなか社会

全てのこども・若者が
身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会